

会津若松市犯罪被害者等支援要綱

(令和5年3月24日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県犯罪被害者等支援条例（令和3年福島県条例第76号）に基づき、犯罪被害者等への支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 犯罪 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法(明治40年法律第45号)その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 犯罪等 犯罪及び犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為(犯罪とまでは言えないが、それに類する同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす行為)をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。

(窓口の設置)

第3条 市は、庁内関係所属及び関係機関等との連絡調整を図り、犯罪被害者等からの犯罪等により生じた生活上の問題などの相談及び問い合わせへの対応を行う窓口を設置するものとする。

2 前項に規定する窓口は、犯罪被害者等支援を所管する課に置く。

(相談者への配慮)

第4条 市は、犯罪被害者等からの相談を受けるときは、当該犯罪被害者等が置かれた状況を考慮した対応に努めるものとする。

(支援内容)

第5条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況を考慮し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 広報及び啓発の実施 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等への配慮の重要性等について市民及び事業者の理解を深めるよう、広報及び啓発を行う。
- (2) 相談及び情報の提供等 犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により生じた生活上の問題などの相談及び問い合わせに対し、必要な情報の提供並びに庁内関係所属及び関係機関等への取り次ぎを行う。
- (3) 関係機関等との連携・協力による支援 犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、県、警察機関及び支援団体等と連携・協力し、必要な支援を行う。
- (4) 見舞金の支給 犯罪被害者等が受けた経済的負担を軽減し、心身を慰労するため、見舞金の支給を行う。
- (5) 法律相談の機会の提供 犯罪被害者等の法律問題に係る相談に応じるため、弁護士による法律相談の機会を提供する。
- (6) 居住の安定 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、再被害及び二次被害を防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他必要な支援を行う。

(個人情報適切な管理)

第6条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に取り扱うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、犯罪被害者等への支援に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。